

新座市都市計画マスタープラン

参考資料

1. 用語解説
2. SDGsと自治体行政の役割
3. 新座市都市計画マスタープラン改定の経緯
4. 新座市都市計画マスタープラン改定検討委員会

1. 用語解説

アルファベット (A～Z)

AI

【エー・アイ】

Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

ICT

【アイ・シー・ティー】

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

IoT

【アイ・オー・ティー】

Internet of Things の略で、一般的に「モノ(物)のインターネット」と訳される。身の回りの様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互通信し、遠隔からでも認識や計測、制御などが可能となる仕組みのこと。

MaaS

【マース】

Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動に係る検索・予約・決済などをオンライン上で一括して提供するサービス。更に、小売、観光、病院などの移動以外のサービスとの連携による移動の高価値化を含む。

NPO

【エヌ・ピー・オー】

Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

SDGs

【エス・ディー・ジーズ】

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標。「誰一人取り残さない持続可能で包括性のある社会の実現」のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。

なお、SDGsに掲げる17の目標に対し、自治体行政が果たし得る役割について、181～183ページに「2. SDGsと自治体行政の役割」として示す。

SNS

【エス・エヌ・エス】

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

あ行

一級河川

【いっきゅうかせん】

河川法における河川の種類の一つ。国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系に関わる河川のうち、河川法による管理を行う必要があるとして、国土交通大臣が指定した河川。

<参考>

<参考> 二級河川

【にきゅうかせん】

河川法における河川の種類の一つ。一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定した河川。

か行

観光農園

【かんこうのうえん】

観光客が農家を訪れて、農作物の収穫を体験するもので、いわゆる果物狩りの農園などがこれにあたる。

急傾斜地崩壊危険区域

【きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき】

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)に基づき、崩壊する恐れのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に被害の恐れのあるものや、その隣接する土地などを対象に、関係市町村長の意見をきいて、都道府県が指定する区域のこと。

旧暫定逆線引き地区

【きゅうざんていぎゃくせんびきちく】

市街化区域の中で、農地等の未利用地が残り、計画的な市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま、いったん市街化調整区域に編入し、無秩序な宅地化を防止し、土地区画整理事業などの実施により計画的な整備が確実となった時点で市街化区域に編入する地区を「暫定逆線引き区域」としていた。現在、本制度は廃止されているが、他の市街化調整区域との違いが分かるよう「旧暫定逆線引き地区」としている。

狭あい道路

【きょうあいどうろ】

主に市が管理する幅員が一定以下の狭い道路を指す。一般的に幅員が4 m未満になると、乗用車のすれ違いがしにくくなり、狭あいであると認識される。

共創

【きょうそう】

多様な主体と対話しながら、共に新しい価値を創り上げていく考え方のこと。本市では、これまで市民と行政が相互に協力して取り組む「協働によるまちづくり」が進められてきたが、まちづくりにおける課題が多様化・複雑化する中、行政のみによる課題解決が今まで以上に難しい状況になってきている。こうした状況を踏まえ、第5次新座市総合計画において、「協働」の視点を更に前進させ、市民、各種団体、民間企業などの多様な主体と行政が相互に手を携えながら、「共創」による課題解決に取り組んでいく方向性としている。

緊急輸送道路

【きんきゅうゆそうどうろ】

埼玉県地域防災計画及び新座市地域防災計画に基づき、災害直後から、避難・救助を始め、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として指定を受けた道路のこと。

近郊緑地特別保全地区

【きんこうりょくちとくべつほぜんちく】

首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する大規模な樹林地を永続的に保全する制度で、都道府県が指定する。なお、近郊緑地保全区域については、首都圏規模で主要な緑地帯を国が指定する。

国指定天然記念物

【くにしていてんねんきねんぶつ】

文化財保護法では、学術上貴重でわが国の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域をいう。平林寺境内林は、昭和43年(1968年)5月28日に国の指定を受けた。

クラウドファンディング

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、通常、インターネット経由で、不特定多数の人が他の人々や組織に財源の提供や協力などを行う仕組みのこと。

景観計画

【けいかんけいかく】

景観法に基づき景観行政団体が法の手続きに従って定める、良好な景観の形成に関する計画のこと。本市では平成22年度(2010年度)に「新座市景観計画」を策定しており、本市における景観形成の基本方針や建築行為に関する制限、屋外広告物に関する制限などを定めている。

景観条例

【けいかんじょうれい】

美しい都市景観の形成・維持を図るため、法律上の制度のほか、地方公共団体がそれぞれの地域特性に応じて、建築物の高さや色彩などを規制し、外観の統一などを図るために定める条例のこと。新座市景観条例は、平成22年(2010年)10月より施行。

建築協定

【けんちくきょうてい】

建築基準法に基づき、一定の区域内における関係権利者全員の合意のもとに、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する基準を協定として定めるもの。

公共空地

【こうきょうくうち】

国や地方公共団体が所有する土地で、公園、緑地、運動場、広場、道路など、一般の市民が利用できる土地のこと。

洪水浸水想定区域

【こうずいしんすいそうていくいき】

河川の氾濫により、住宅などが水につかることが想定される区域。洪水浸水想定区域図は、水防法に基づき、洪水予報河川(流域面積が大きく、洪水により重大又は相当な損害が生じる恐れがあるとして、国又は県が指定した河川)が氾濫した場合に、浸水が想定される区域と水深を示したもの。

交通結節点

【こうつうけっせつてん】

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の公共交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所のこと。

公募設置管理制度(Park-PFI)

【こうぼせっちかんりせいど(パーク・ピー・エフ・アイ)】

平成 29 年(2017 年)の都市公園法改正により新たに設けられた、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法。飲食店、売店など公園利用者向けのサービス施設の設置と、そこから生じる収益を活用して、周辺の園路や広場など公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。

コミュニティ

地域共同体、地域共同社会、近隣社会などと訳されるが、日常的に広く使われており、その概念は多義にわたっている。

1. まち、住宅地、集落など地域性、共同性という要件で構成されている地域社会のこと。
2. 生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団のこと。
3. 一定の広がりを持った近隣住区、小学校区ほどの住宅地の地域的な組織のこと。
4. 日常生活圏域としての都市計画の計画単位のこと。

コミュニティバス(にいバス)

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するもの。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス
2. 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

さ行

サイクルアンドバスライドシステム

自宅から自転車でバス停に行き、バス停付近に設置された駐輪場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かう一連のシステムのこと。

シェアサイクル

自転車を共同利用する交通システムのこと。多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる。それに対して、レンタルサイクルは、基本的に利用・返却の場所が同じである。

市街化区域

【しがいかくいき】

都市計画区域のうち、既に市街化している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

【しがいかちょうせいいくいき】

都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。

指定管理者制度

【していかんりしゃせいど】

従来、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、民間事業者も含めた幅広い団体が包括的に代行することができる制度。公の施設の管理・運営に民間のノウハウを活用することで、サービスの向上と経費の節減といった効果が期待される。

シティプロモーション

本市にある歴史的文化資産や自然、農産物、祭りなど、多くの魅力を誰に、どのように届けるのかを明確にするとともに、効果的に発信することで、市の知名度向上やイメージアップを図り、定住人口や転入数の増加を目指すもの。

児童遊園

【じどうゆうえん】

新座市児童遊園条例に基づき、児童に健全な遊び場を与え、豊かな情操の育成と健康の維持増進を図ることを目的に設置及び管理を行っている公園のこと。

準公園

【じゅんこうえん】

都市公園条例施行規則第2条に規定する都市公園及び新座市児童遊園条例施行規則第2条に規定する児童遊園以外の公園のことで、新座市準公園管理要綱に基づき設置及び管理を行っている公園のこと。

準防火地域

【じゅんぼうかちいき】

(※「防火地域及び準防火地域」を参照。)

準用河川

【じゅんようかせん】

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川のこと。

シンボルロード

都市や地方の顔として、地域社会の象徴(シンボル)となる街路のこと。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線上、サービスエリア(SA)、パーキングエリア(PA)などに設置される ETC 専用のインターチェンジのこと。

スマートシティ

ICT などの新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸問題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域のこと。

生産緑地(制度・地区)

【せいさんりょくち(せいど・ちく)】

都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一つで、市街化区域内にある農地を対象に、環境保全や災害防止に役立て、良好な都市環境を形成するため、計画的な保全を目的に定めるもの。税制上の優遇措置がある。

ゾーン30プラス

【ゾーンさんじゅうがらす】

ゾーン30は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車両の走行速度や通り抜けを抑制する。

ゾーン30プラスは、警察による交通規制(ゾーン30)に加え、道路管理者がハンブやスムーズ横断歩道などの物理的デバイス(構造物)を道路上に設置することで、生活道路を人優先の安全・安心な通行空間にする。

た行

大規模盛土造成地

【だいきぼりどぞうせいち】

宅地を造成する際に、谷や沢を埋めた造成地、又は傾斜地の上に腹付けした造成地のうち、以下のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地という。

1. 谷埋め型：盛土の面積が3,000㎡以上
2. 腹付け型：盛土をする前の地盤面の角度が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上

地域地区

【ちいきちく】

都市計画で定める地域及び地区のこと。都市計画区域内の土地について、どのような用途に利用すべきか、どの程度利用すべきかなどを定めたもので、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域など全部で21種類ある。

地下鉄12号線

【ちかてつじゅうにごうせん】

(※「都市高速鉄道12号線」を参照。)

地区計画

【ちくけいかく】

都市計画法に基づく制度で、市民の生活に身近な地区を単位として、区域内の土地所有者及び借地権者の合意に基づき、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めることができる。

低未利用地

【ていみりようち】

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に亘り利用されていない「未利用地」と、周辺の土地利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

「未利用地」の例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが挙げられ、「低利用地」としては、暫定的(一時的)に利用されている資材置場や青空駐車場などが挙げられる。

デマンド交通

【でまんどこうつう】

利用者の事前予約(デマンド)に応じて柔軟な運行を行う地域公共交通のこと。本市の地域公共交通システム計画では、路線バスやコミュニティバスを補完し、短・中距離の移動を担う交通手段として位置付けている。

特定生産緑地制度

【とくていせいさんりょくちせいど】

平成 29 年(2017 年)の生産緑地法の一部改正に伴い創設された制度。特定生産緑地に指定をする場合としない場合で、生産緑地地区の都市計画の告示から 30 年経過した後の税制特例措置などが変わる。

特別緑地保全地区

【とくべつりょくちほぜんちく】

都市緑地法に基づき、都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かなまちの環境を維持する制度。都市計画法における地域地区として、市町村(10ha 以上かつ 2 以上の区域にわたるものは都道府県)が計画決定を行う。

都市基盤

【としきばん】

一般的に、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、空港、河川、供給処理施設など、市民生活や産業活動の根幹を支える公共施設のこと。

都市計画提案制度

【としけいかくていあんせいど】

平成 14 年(2002 年)の都市計画法改正及び都市再生特別措置法の制定に伴い創設された制度。住民等の自主的なまちづくりや、都市再生緊急整備地域内における住民等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくり NPO、民間事業者などが、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる。

都市公園

【としこうえん】

都市公園法に定められる、国及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のこと。住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)、都市基幹公園(総合公園、運動公園)、緩衝緑地等(特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道)などに区分されており、求める機能に応じて、配置や規模の基準が設けられている。

都市高速鉄道 12 号線

【としこうそくてつどうじゅうにこうせん】

練馬区光が丘から都庁前を經由し、六本木、両国などを通して再び都庁前に至る都営地下鉄大江戸線のこと。地下鉄 12 号線の延伸(光が丘～大泉学園町～東所沢)について、平成 28 年(2016 年)4 月 20 日の交通政策審議会の答申では、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトの一つとして位置付けられている。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

【どしゃさいがいけいかいいき・どしゃさいがいとくべつけいかいいき】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、土砂災害の恐れがある区域(土砂災害警戒区域：イエローゾーン)、及び建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがある区域(土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン)を、都道府県知事が指定する。

土砂災害警戒区域では、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられており、土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

土地区画整理事業

【とちくかくせいりじぎょう】

都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のこと。

な行

新座グリーンスマイル基金

【にいざぐりーんすまいるききん】

開発などにより失われていく緑地を残す方策として、市民や企業、各種団体による寄附をもとに、市内の緑地を計画的に買取り、保全していくための基金。

新座市屋外広告物条例

【にいざしおくがいこうこくぶつじょうれい】

市内の屋外広告物を対象に、地域の特性を踏まえた必要な規制を行うことで、良好な景観の形成や風致の維持、また公衆に対する危害を防止することを目的に制定した条例。

新座市森林環境整備基金

【にいざししんりんかんきょうせいびききん】

森林環境譲与税を活用した、森林の整備及び木材利用の促進などのための基金。

新座市地区まちづくり推進条例

【にいざしちくまちづくりすいしんじょうれい】

地域的なまとまりのある区域において、市民、事業者、市が良好な市街地の形成を目指して行なう活動(地区のまちづくり)を進めるための仕組みや手続きを定めた条例。

新座市みどりのまちづくり条例

【にいざしみどりのまちづくりじょうれい】

武蔵野の面影を残す雑木林を始め、市内に分布する大切な緑を守るため、緑の保全及び緑化の推進について必要な事項を定めた条例。

農業体験農園

【のうぎょうたいけんのうえん】

農家が自ら、種苗、農具、肥料などを準備し、作付け計画を立て、講習や指導を行う農園のこと。利用者は、一定期間を通じて、農家の指導のもと、野菜の植え付け、収穫など連続した農作業を体験することができる。

は行

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

避難路

避難場所等へ通じる道路、空地等であって、避難圏内の住民を避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。今までは管理しきれないため見過ごされてきたこのようなデータ群を記録・保管して解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにない新たな仕組みやシステムを生み出す可能性が高まると期待されている。

普通河川

【ふつうかせん】

一級、二級、準用河川のいずれでもない河川のことで、河川法の規定は適用・準用されない。

不燃化

【ふねんか】

建築物について、内外装仕上げ等の防火性能を高めることにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくこと。

萌芽更新

【ほうがこうしん】

樹木の伐採後に残された根株から伸びた芽を適切な管理により育て、雑木林を更新させる方法。

防火地域及び準防火地域

【ほうかちいき、じゅんぼうかちいき】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災・延焼を防ぐために定める地域。地域内では、建築物の規模に応じて耐火建築物等としなければならないなど構造が制限されており、防火地域の方が準防火地域に比べてより厳しい内容となっている。

ま行

ミニパーク

わずかなスペースを利用して都市環境を改善するために造ったミニ公園のこと。

序
論

第2章

都市づくりの
現況と課題の整理

第3章

都市づくりの
基本方針

第4章

全体構想

第5章

地域別構想

第6章

都市づくりの
実現に向けて

参考資料

や行

ユニバーサルデザイン

環境、建物、製品などについて、年齢、性別、身体状況、言語などを超えて、誰もが暮らしやすく利用しやすくすることを前提に、始めからデザインしていこうという考え方。

バリアフリーの考え方が、主に障がい者や高齢者を対象に、障壁(バリア)を取り除くことを目的としているのに対し、ユニバーサルデザインは、最初から障壁を作らないことを目指している点に違いがある。

用途地域

【ようちいき】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、それぞれの地域の土地利用(住居、商業、工業など)に合った環境を保ち、また効率的な活動を行うことができるように、地域にふさわしい建築物の用途、形態(容積率、建蔽率など)を定める。

ら行

緑地協定

【りょくちきょうてい】

都市緑地法に基づく制度で、土地所有者等の合意により、市町村の認可を受けて締結される緑地保全や緑化促進のための協定。

協定には、開発事業者が分譲前に市町村の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する「54条協定(一人協定)」と、既にコミュニティが形成されている市街地において土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村の認可を受ける「45条協定(全員協定)」の2種類がある。

レジャー農園

【れじゃーのうえん】

農業従事者以外の方が、野菜、花などを栽培し、自然に触れあいながら、農業に対する理解を深めることを目的に開設している農園のこと。市民農園ともいう。本市でレジャー農園と呼んでいる農園は、いわゆる区画貸し農園のことで、種苗、農具、肥料などは、利用者自身で用意する。





2. SDGs と自治体行政の役割

SDGs として掲げる 17 の目標に対し、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities & Local Governments)では、自治体行政が果たし得る役割を以下のよう
に示しています。

表 SDGs の 17 の目標とUCLGが示す自治体の役割

	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究結果も得られています。</p>
	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>国内および国家間の格差を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p> <p>包摂的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>

<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

3. 新座市都市計画マスタープラン改定の経緯

年度	年月日	会議等	市民	庁内	有識者等	議会
2019年度 (令和元)	令和元年 6月27日	第1回 庁内改定委員会		○		
	10月21日	第2回 庁内改定委員会		○		
	11月14日	第1回 改定検討委員会	○		○	
	令和2年 1月24日	第3回 庁内改定委員会		○		
	2月20日	第2回 改定検討委員会	○		○	
2020年度 (令和2)	5月27日	第4回 庁内改定委員会 (書面開催)		○		
	7月21日	第3回 改定検討委員会	○		○	

(※新型コロナウイルスまん延による休止期間)

2021年度 (令和3)	令和3年 11月17日	第5回 庁内改定委員会		○		
	令和4年 1月12日	第4回 改定検討委員会	○		○	
	2月9日	第6回 庁内改定委員会 (書面開催)		○		
	3月30日	第5回 改定検討委員会	○		○	
2022年度 (令和4)	5月9日	第7回 庁内改定委員会 (書面開催)		○		
	5月23日	第6回 改定検討委員会	○		○	
	7月29日	令和4年度 第1回 新座市都市計画審議会			○	
	9月21日 ~10月2日	都市計画マスタープラン説明会 ・西堀新堀コミュニティセンター(9/21) ・東北コミュニティセンター(9/27) ・栗原公民館(9/28) ・市民ギャラリー(10/2)	○			
	10月2日 ~10月3日	ポスターセッション ・市民ギャラリー	○			
	10月1日 ~10月31日	パブリックコメント 市議会議員への意見照会	○			○
	11月24日	第8回 庁内改定委員会 (書面開催)		○		
	12月22日	令和4年度 第2回 新座市都市計画審議会			○	
	令和5年 1月25日	令和4年度 第3回 新座市都市計画審議会			○	
	3月7日	庁議		○		

4. 新座市都市計画マスタープラン改定検討委員会

No.	氏名	所属・役職等	区分	備考
1	山本 明	北東地域 (北野三丁目町内会 会長)	市民 (地域代表)	
2	本間 健悦	北西地域 (大和田一・二丁目町内会 会長)		
3	大橋 鉄二郎	西部地域 (あたご三丁目町会 会長)		
4	池田 雅昭	中央地域 (野火止一丁目町内会 会長)		
5	大戸 栄次	東部地域 (新栄町内会 会長)		
6	高橋 靖子	南部地域 (栗原五丁目町会 会長)		
7	飯田 益朗	南西地域 (本多町内会 会長)		
8	山野辺 範一	新座市商工会 専務理事	地域振興	
9	高野 光雄	新座市社会福祉協議会 事務局長	福祉	
10	榎本 賢治	新座市農業振興協議会 会長	農業	副委員長
11	鈴木 松江	新座市教育委員会 教育長職務代理者	教育	
12	藤井 敏信	東洋大学 名誉教授	学識 (都市計画)	委員長
13	麻生 憲一	帝京大学経済学部 教授	学識 (地域経済)	
14	小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	学識 (交通)	

Á ö f f ñ , î ô [(è

* Ê g m ñ , © © *

^a g Á ö f

è g Á ö f ³ - š „ ÷ t ^a f ñ , !

Æ

^ ! Á ö f ³/₄ q t | ñ (. (¹/₄

6 ' . Š ž ñ <